

資格取得並びに研修受講に係る支援制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人藤崎台童園（以下、「法人」という。）職員の資格取得を支援するとともに、研修受講に要する費用の一部を助成することによって、職員の職務遂行能力の向上と、資格取得及び自主研修に対する動機づけを図ることを目的とする。

(対象となる資格及び研修)

第2条 支援の対象となる資格及び研修は、児童養護施設藤崎台童園園長並びに保育所藤崎台保育園園長（以下「園長」という。）が職務上有益と認める資格及び研修に限るものとする。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は以下のとおりとし、会場までの交通費、宿泊料などは含まないものとする。

- (1) 資格取得のための受験費用（検定料等）の補助
- (2) 研修受講費用（入学金、受講料等）の補助
- (3) こども家庭ソーシャルワーカーその他の業務上有益な資格の取得を目的として受験する場合、受験日及びその前日（当該日が休日に当たる場合を除く）を資格取得目的休暇として特別休暇を与える。

2 法人の求めにより資格取得試験を受験した者については、前項の支援に加え、奨励金（当該資格取得試験につき1回限り）を次のとおり支給する。

- (1) 資格取得試験の合格者 10,000円
- (2) 資格取得試験の不合格者 5,000円

(補助限度額)

第4条 前条第1項に規定する補助の額は、職員一人につき受験費用、研修受講費用それぞれ年1回、あわせて年間10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、複数年にわたる研修の受講や受験の場合、同一資格に係る研修の受講や受験の費用の補助は1回限り、年間10万円を限度とする。

(支援の申込み)

第5条 第3条第1項の支援を希望する職員は、受験費用並びに研修受講費用の

明細書と実際に受験並びに研修受講したことを証する書類（願書の写し、修了証等）を添えて、受験あるいは研修受講後 1 か月以内に、資格取得並びに研修受講に係る支援申込書（様式第 1 号）を園長に提出しなければならない。また、第 3 条第 2 項の支援を希望する職員は奨励金支給申請書（様式第 2 号）を園長に提出しなければならない。

（支援の決定）

第6条 園長は、前条の申込みを受けたときはその内容を審査し、審査の結果を本人に通知するとともに、支援が必要と認めたときは、本人に対し支援金を交付するものとする。

（結果の報告）

第7条 前条の支援を受ける職員は、受験の結果並びに研修受講の結果を園長に報告するとともに、資格を取得した場合や研修を修了した場合は、資格取得証、研修修了証の写しを園長に提出しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

資格取得並びに研修受講に係る支援申込書

令和 年 月 日

児童養護施設藤崎台童園
園長 北村 直登 様

職 種
氏 名 印

資格取得並びに研修受講に係る支援制度要綱第 5 条の規定に基づき、支援を
申し込みます。

資格の名称	
研修の名称	
受験または受講 (該当するものに○)	受 験 ・ 研修受講
受験費用 研修受講費用	円
受験日 研修修了日	令和 年 月 日

様式第 2 号

奨励金支給申請書

令和 年 月 日

児童養護施設藤崎台童園
園長 北村 直登 様

職 種
氏 名 印

資格取得並びに研修受講に係る支援制度要綱第 5 条の規定に基づき、奨励金の支給を申請します。

資格の名称	
試験結果 (該当するものに○)	合 格 ・ 不 合 格
支給申請額 (該当するものに○)	10,000円 ・ 5,000円
受験日	令和 年 月 日